渋谷区職員措置請求書及び監査結果

（しぶや区議会だより印刷、配布等に関する件）

令和４年６月８日

渋谷区監査委員

第１　請求の受付

１　請求人

東京都渋谷区千駄ヶ谷　　渥美　昌純
東京都渋谷区本町　　金子　快之
東京都渋谷区幡ヶ谷　　堀切　稔仁

２　請求書の提出

令和４年４月１１日提出

３　請求の内容

（注１）住民監査請求書は、原文のまま記載した。
（注２）事実証明書は、省略した。

渋谷区職員措置請求書

地方自治法第 242条 第１項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和 4 年 4 月 11 日

請求者
住所　　渋谷区千駄ヶ谷
氏名　　渥美　昌純　　㊞
電話
職業

請求者
住所　　金子　快之　　㊞
氏名　　渋谷区本町

電話
職業

請求者
住所　　堀切　稔仁　　㊞
氏名　　渋谷区幡ヶ谷
電話
職業
渋谷区監査委員　あて

請　求　の　趣　旨

＜本件請求＞
　渋谷区監査委員は、渋谷区議会議長・斎藤竜一と渋谷区長・長谷部健へ個人の資格において、金４６８万９１６１円を渋谷区に返還させるための、必要な措置を講ぜよ。

請　求　の　原　因
第１　当事者等
１．請求人らは、いずれも渋谷区民である。
２．斎藤竜一は渋谷区議会議長、長谷部健は、渋谷区長、
である。

第２　本件監査請求に至る経緯

１．　　令和４年１月６日発行「しぶや区議会だよりＮｏ．２９６（以下「本件：令和４年１月６日号）」は、１月６日に配布予定だったものが、職員らの行為により不当に配布が中止され、印刷物１５万１２２５部は破棄された。
本号には令和３年度渋谷区議会本会議第４回定例会における、れいわ渋谷の金子快之議員（以下請求人金子とする）の一般質問に対する、長谷部区長の答弁で、教育長・五十嵐俊子氏について「まだ確定していないので、教育長は推定無罪とも違うが、犯罪歴もなく問題ないと判断し、報告しなかった」との答弁骨子が記載されていた。本件配布が中止された経緯は下記のとおりである。

２．　　本件：令和４年１月６日号は遡ること令和３年１２月２０日の渋谷区議会運営委員

会において編集内容が協議のうえ決定されたものである。同日以降、本件：令和４年１月６日号は直ちに印刷に付され、１５万１２２５部が区役所に納品された。新年号という性格上、区民への配布は年明け１月６日を予定しているが、区役所内には納品後直ちに配布された。

３．　渋谷区議会議員である請求人堀切のもとには、令和３年１２月２５日には既に、会派控室のデスクの上に印刷済みの令和４年１月６日号が配布されていた。（区民への配布前に全区議会議員へ本番刷りしぶや区議会だより事前配布は慣例となっている）
同じタイミングで被請求人長谷部のもとにも届けられたものと思われる。

４．　これを見た渋谷区長・長谷部健（以下被請求人長谷部とする）は驚き、令和３年１２月２８日に渋谷区議会議長・斎藤竜一（以下被請求人斎藤とする）宛てに「しぶや区議会だよりに掲載予定の記事について(依頼)」との書簡を発出し、「令和４年１月６日発行予定のしぶや区議会だよりに掲載を予定されている答弁について、下記のとおり修正をお願いいたします。」として２点の申し入れをした。その理由として「先の第四回定例会における一般質問に対する区長答弁において、本意ではない表現を使用してしまい、直後に訂正した答弁の一部が掲載予定となっています。区民に誤解を招く恐れのあることから、修正をお願いするものです。」と記載した。

５．　被請求人長谷部が修正を求めた対象箇所は「６ページ一般質問（個人）金子快之議員の質問に対する答弁中「まだ確定していないので、教育長は推定無罪とも違うが」の部分である。
これは区長自らの発言であるが、被請求人長谷部は、これを隠ぺいすべく修正を議長に要望したのである。
そもそも地方自治法第９６条には、「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。」として「一　条例を設け又は改廃すること。」、「二　予算を定めること」とある。また同法第１４７条には、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する」とあり、第１４８条 「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」とあり、地方自治法上、議会と長は全く別々の独立機関である。
すなわち法令上の独立した議会に対し、既に編集を終えて印刷済みの区議会だよりの紙面に関して、議事録の内容を変更しないまま、事実を隠ぺいし、議場での発言とは違う内容へ改変することを求めること自体が越権行為である。

６．　令和４年１月５日の渋谷区議会運営委員会において、被請求人長谷部は自ら委員

会に乗り込み、請求人金子の当該記述を削除したうえで、「必要な経歴、犯罪歴を調査し、特に問題もなく、渋谷区に必要と判断し議案を提案したため」という作文に差し替えるように要請した。そもそも被請求人長谷部はこのような発言を区議会本会議では行っておらず、議事録にもない文言を区議会だよりに議会答弁として掲載させること自体が不当である。
この後、議会運営委員会は区長退席後に、令和４年１月６日号を廃棄・配布中止とし、１月１２日開会予定の令和４年第１回渋谷区議会臨時会の内容を含んだ「第４回定例会号・新年合併号）と表題を改めて再編集のうえ、再度印刷を行ったうえで、後日区民に配布することと決定した。
同時に議会運営委員会委員長・丸山たかし氏は、令和４年１月６日号の改ざん内容として、下記３案を委員に提示し、次回への継続協議事項とした。
(1)　「まだ確定していないので、教育長は推定無罪とも違うが、犯罪歴もなく問題ないと判断し、議会に報告しなかった。」（当初記載のまま、修正せずに生かす）
(2)　、「②必要な経歴、犯罪歴を調査し、特に問題もなく、渋谷区に必要と判断し議案を提案したため。」（区長修正依頼の虚偽の内容へ作文への差し替え）
(3)　ま「犯罪歴もなく問題ないと判断し、議会に報告しなかった。」（区長依頼の該当部分のみ削除し、加筆には応じない）
このことについては、議会運営委員会の委員のみで、決定し、記事を削除される当事者である金子議員は委員会に出席もさせない方針を決めたと、議会事務局から請求人堀切宛にメールにて報告があった。

７．　令和４年１月６日の渋谷区議会運営委員会にて、議題となった、令和４年１月６日号の再編集について、削除事件の当事者である請求人金子が同委員会に出席と発言を求めたが拒否された。請求人堀切、金子が所属する会派「れいわ渋谷」は議会運営委員会に出席権がないため、本件削除について意見を申し述べる機会すら与えられなかった。
議会運営委員会は請求人金子の記事を無断で削除し、（３）の「犯罪歴もなく問題ないと判断し、議会に報告しなかった。」の内容へ変更することを決定した。
こうして同委員会は請求人金子の発言を勝手に削除し、質疑の本質を捻じ曲げる内容へ隠ぺいし、改ざんした文章へ差し替えた。この様に議員個人の発言を行政の都合よく差し替える行為は絶対に許されるものではない。

８．　上記の通り改変・再印刷した令和４年１月１８日発行の「しぶや区議会だよりＮｏ．２９６（以下「本件：令和４年１月１８日号」）の記事は、地方自治法に沿った記録（地方自治法第１１５条で「普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する」と会議の公開と、同法第１２３条で「議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に

…（中略）…会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない」と、会議録の作成を義務付けている。）ではなく、被請求人・長谷部の区議会本会議での答弁内容を隠ぺいするどころか、都合よく改ざんし、議事録に記された区長発言とは全く異なる内容へ変更された。
当該削除された部分は、渋谷区長が教育長任命人事案件について区長自ら勤務上の知っていた重大な事実をあえて議会に隠ぺいし、報告しなかったという事実を渋谷区議会本会議での答弁で認めた部分であり、これは区政の信頼を揺るがす重大発言であった。その重大な事実とは、教育長候補者である五十嵐俊子氏が前任地において全国的な話題となっている女児イジメ自殺事件の当事者であったというものである。被請求人長谷部は、区議会へ人事議案を有利に進めさせるため、この重大な事実を隠して五十嵐氏の任命議案を議会に求めたこと自体が、渋谷区で教育を受ける約８０００名の児童に関わる重大問題である。

９．　上述の職員の行為により、区民は区政の真実を知らされないことになった。渋谷区議会議長と渋谷区長が結託して区議会だよりを、隠ぺいと改ざんし、真実を捏造することは言論の自由、表現の自由を侵害し、民主主義の本旨に背く犯罪的行為である。

10.　そもそも税を預かる者として、渋谷区民の税金で発行、配布されている「しぶや区議会だより」に捏造した答弁を記載するべきものではない。公正中立に編集されなければならない行政行為の一つである区議会広報紙に、このような区長個人が自らの立場を区民へよく見せたいというだけの理由で、区議会本会議での質疑の真実が隠ぺい改ざんされることは行政として信用失墜行為にあたり、税金の使い方としては勿論、住民監査請求の対象となり財務会計上の違法行為に該当する。

１１．　また、議員選出監査委員である佐藤　真理は長谷部区長の出身会派であるしぶや笑顔の会の所属議員である。しぶや笑顔の会の会派の８名の議員は渋谷区議会を含む令和３年度一般会計予算に賛成している。従って令和４年１月６日号と追加された令和４年１月１８日号の２つの区議会だよりの違法支出にも賛成している。さらに、同会派は上記７の令和４年１月６日の渋谷区議会運営委員会においても、令和４年１月６日号と令和４年１月１８日号の廃棄と再印刷に賛成している。監査委員として不当な支出について注意すべき高度の注意義務を負っているにもかかわらず、漫然と会派の構成員として本件支出案に賛成している。本来、地方自治法第百九十九条の二にある「監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない」とあり。佐藤氏は本件監査請求から監査担当者として除かれるべきと指摘しておく。

第３　本件、令和４年１月６日号と令和４年１月１８日号の２つの区議会だよりの違法性

当該令和４年１月６日号に掲載予定だった一般質問の骨子は、令和３年度渋谷区議会本会議の第４回定例会（令和３年１１月２６日開催）に、請求人金子が議員の立場で長谷部区長に対して行ったものである。
質問の内容は渋谷区の教育行政の根幹に関わる「渋谷区教育長・五十嵐敏子氏の区議会同意人事について、人事議案提出前に隠ぺい工作があったのではないか」と区長に信義を問うものである。
その中で重大なのは、五十嵐氏が前職の町田市立第五小学校校長時代に「校内でのいじめ事件を放置し、その後、女児が自死していたこと事」について渋谷区長・長谷部健に知らせていたかの有無と、また長谷部区長自身が五十嵐氏からその事実を聞いていたのに区議会へその重要な情報を知らせていなかったことについてである。
被請求人長谷部は、「本意ではない表現を使用してしまい、直後に訂正した答弁の一部が掲載予定となっています。区民に誤解を招く恐れのあることから、修正をお願いするものです」と書簡で記しながら、渋谷区議会議員を３期１２年も務めた経験がありながら、請求人金子の一般質問から議会運営委員会の編集会議まで２５日間もの長期の時間があったのに、なんらの動きを取ることもせず、渋谷区議会議長に対しても、金子議員当人にも、ましてや区議会議会運営委員会にも答弁訂正の通達や要望すら行うことは無かった。
一方で、渋谷区長の持つ公的な広報手段として、全区民へ月に２度も各戸配布される、しぶや区ニュースがあり、過去にも区議会本会議での被請求人長谷部は所信表明や自身のコラムなどの区政や区議会での自らの発言に関わる情報発信や意思表明することも行っている。
さらに、区長自らが高額の報酬を得ているのであるから、意見の対立する事項について政治家として必要であれば自らの政治信念、主義主張について、自己資金で区政報告を作成し各戸配布するなども可能であるのになにも行っていない。
本来、法的な記録である議事録に沿って構成印刷されるべき令和４年１月６日号の真実を被請求人長谷部自ら被請求人斎藤へごり押しして、真実を隠ぺい改ざんさせ、区長自身の私見を区民へ流布することは行政の私物化である。渋谷区は言論の自由を欠く共産主義国家や独裁国ではなく、基本構想にて多様性を謳う先進都市を自称していることも忘れてはならない。
　このように、被請求人長谷部は自分の単なるわがままで、真実を隠ぺいし、地方自治法第１１５条や第１２３条に定められた、正式な区議会での議事録とは異なる虚偽の情報を流布するために、多額の税金を使ってしぶや区議会だよりへ、行政の不都合な内容へ改ざんし

たものを掲載するよう公務員である区長が渋谷区議会議長へ依頼すること自体が地方公務員法の第３３条の信用失墜行為にあたる。また被請求人斎藤は被請求人長谷部の要望を安易に受け入れ、議会として少数会派の議員の発言を無断で削除し、虚偽の記事を区議会だよりに掲載したことは、言論の府の長としての自覚を根本的に欠く行為であり許されない。

その後、被請求人長谷部の常軌を逸した行為と税金のムダ使いが令和４年１月８日読売新聞で報道された（甲１号証）。３日後の１１日にはフジテレビの情報番組イットで全国報道された（甲２－１　２－２号証）。放送されたインタビュー時の区民の声にも被請求人長谷部の異常な行為はムダ使いだと指摘した声ばかりであった。

これらの多くの報道の中で、令和４年１月１８日号「しぶや区議会だより」の再発行は渋谷区議会の信頼と名誉を著しく毀損した。質疑の内容を改ざんし区長に都合よく虚偽を記載した令和４年１月１８日号を税金で再度印刷、配布されたことは、公正中立に編集されるべき行政の広報紙の本旨からかけ離れた行為であり、廃棄された令和４年１月６日号にかかる発行、配布等の経費の両方が、税金の違法支出となる。

第４　令和４年１月６日号と令和４年１月１８日号との損害額の算定

１．令和４年１月６日号の印刷代

（１）令和４年１月６日号の印刷代は、１３２万９２４０円（甲３号証）。

（２）令和４年１月６日号の点字印刷代は、１４万７６００円である（甲４号証）。

（３）令和４年１月６日号の声の区議会だより作成配布委託費は、２万６４００円である（甲５号証）。

以上、（１）～（３）の合計金額は１５０万円３２４０円である。

２．令和４年１月１８日号の印刷代

（１）令和４年１月１８日号の印刷代は、１２５万５３５円（甲６号証）。

（２）令和４年１月１８日号の点字印刷代は、１４万７６００円（甲７号証）。

（３）令和４年１月６日号の引き取りと処分費は、６万３８００円（甲６号証）。

（４）令和４年１月１８日号の声の区議会だより作成配布委託費は２万４０００円である（甲５号証）。

（５）令和４年１月１８日号の配布（広報スタンド）配布代は、３万６５１１円（甲８号証）。

（６）令和４年１月１８日号の配布代は、１６６万３４７５円（甲９号証）。

以上（１）～（６）の合計金額は３１８万５９２１円である。

３．　以上、令和４年１月６日号と令和４年１月１８日号との印刷代と配布代等を合計すると、

１５０万３２４０円＋３１８万５９２１円＝４６８万９１６１円となる。
この金額が、令和４年１月６日号と令和４年１月１８日号にかかる発行・配布等の経費であり、渋谷区議会議長・斎藤竜一と渋谷区長・長谷部健が、不当且つ違法な判断によって、渋谷区に与えた損害金額である。

４．また、上記３以外の請求人が知りえない本件に関わる不当且つ違法な全ての損害金額も上記に３名へ渋谷区に返還させよ。

結　　語
　以上の次第であり、本件住民監査請求は、地方自治法第２４２条第１項に該当するので、渋谷区監査委員に同法第２４２条第４項に基づく、必要な措置を講ずべき事の勧告を請求する。

４　監査執行上の監査委員除斥の判断について

　議員選出監査委員である佐藤真理委員は、シブヤを笑顔にする会の所属議員であり、シブヤを笑顔にする会の８名の議員は渋谷区議会（以下「区議会」という。）で令和３年度一般会計予算に賛成している。また、同委員が所属する会派の議員が、令和４年１月の渋谷区議会議会運営委員会（以下「議会運営委員会」という。）で、本件に関わることについて賛成している。請求人らは、上記理由により同委員の除斥を求めている。
　地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１９９条の２には、監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することはできない旨規定されている。
　しかし、一般会計予算の区議会議決は、区の基本的活動に必要な歳入・歳出を経理する会計予算全般に関わることであり、まして佐藤真理委員は、議会運営委員会の委員ですらなく、直接的な利害関係があるとは言えないから、令和４年４月１４日、同委員を除いた監査委員の協議により、同委員を除斥する理由がないものと認め、監査委員３名による監査を行うこととした。
　なお、佐藤真理委員を除斥する理由がない旨については、後述する令和４年５月１０日の陳述（下記第２・３（２））において監査委員より陳述人に対し説明している。

５　請求の要件審査

本件監査請求については、次項に述べる監査対象事項につき、法第２４２条所定の要件を具備しているものと認めた。

第２　監査の実施

１　監査対象事項

本件監査請求に係る監査対象事項は、監査請求書に記載されている事項等を勘案し、次のとおりとする。

議会運営委員会でしぶや区議会だよりを再発行等することとした決定を先行行為とする、後行行為である契約締結及び支出命令は、違法又は不当な財務会計上の行為であるか。

２　監査対象部

デジタルサービス部、総務部及び区議会事務局

３　証拠の提出及び陳述

請求人らに対し、法第２４２条第７項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

（１）　新たな証拠の提出

請求人らからは、新たな証拠の提出はなかった。

（２）　陳述

陳述人は、令和４年５月６日に陳述書を提出し、同月１０日に陳述を行い、本件請求の趣旨をア～オのとおり補足した。

ア　佐藤真理監査委員を監査担当者から除くように陳述人が主張している以上、佐藤氏を監査担当者と判断するなら、どのような法令根拠や理由によって監査担当者として適正であると渋谷区監査委員が判断したのか、証拠の提出及び陳述の機会の前に示すべきである。

イ　区議会の議会中継の録画録音を見る限り、渋谷区長（以下「区長」という。）が

議場で、「まあ～推定無罪。違うかな」と発言した部分については、不適切であり取り消す旨の発言をすべきであった。そうすれば、しぶや区議会だより令和４年１月６日号（以下「６日号」という。）の廃棄と同令和４年１月１８日号（以下「１８日号」という。）再印刷という無駄な費用をかける必要はなかったはずである。

ウ　渋谷区議会議長（以下「議長」という。）は法第１２９条第１項を類推適用して区長の推定無罪の発言部分を取り消すような措置をすべきであった。

エ　区長の推定無罪の発言部分について、しぶや区議会だよりを直させるのであれば、議事録も直すべきである。そうでないと整合性が取れない。全く整合性がないうちに、区長のポケットマネーならわかるが、しぶや区議会だよりを発行するにもお金がかかっていることを無視するように進められているのは、おかしい。

オ　例年、１月の松の内までに届いているしぶや区議会だより第４回定例会号・新年合併号が今年は１月２２日に届いた。区議会の品位や信頼を失墜させただけでなく、正月に渋谷区に帰省をしている人などがしぶや区議会だよりを見る機会が失われたことを金銭に換算すると大きな損害になる。

４　監査対象部の見解

監査対象部であるデジタルサービス部、総務部及び区議会事務局の本件監査請求に関する見解の要旨は、次のとおりである。

（１）　デジタルサービス部

ア　本件に関する新聞及びテレビ報道について

渋谷区が把握している、本件に関する新聞及びテレビ報道について、請求人らが挙げているもの以外は、新聞報道２社、テレビ報道１社で、いずれも令和４年１月１７日に行った区長による記者会見に関して、しぶや区議会だより刷り直しに係る経過説明に関することが主な内容である。

（２）　総務部

ア　令和３年１２月２８日付けの区長から議長宛て文書について

「しぶや区議会だよりに掲載予定の記事について（依頼）」と題する文書について、令和３年１２月２８日付け起案、同日付け区長決裁をとっている。

イ　本件に関する新聞及びテレビ報道について

総務部では詳細について把握していないが、デジタルサービス部広報コミュニケーション課で請求人らが挙げている以外の報道を把握していると聞いている。

ウ　しぶや区議会だよりの原稿校正の手続及び流れについて

区議会事務局が、定例会本会議における区議会議員の一般質問（代表・個人）及び区長答弁内容の原稿下案を作成し、質問議員に確認された後に総務課に対し原稿下案の確認依頼があり、総務課では、区長の答弁内容や主旨と明らかに異なる部分については指摘し、記事の修正をお願いしている。

エ　１８日号に係る印刷及び点字印刷並びに声の区議会だよりにおける契約に関する業者選定方法、特命随意契約依頼を受けていた場合の特命理由の判断について

（ア）　１８日号に係る「しぶや区議会だより印刷」について

本件については、区議会事務局からの特命随意契約依頼書に基づき株式会社佐野を契約相手方として選定した。

特命随意契約依頼書に記載の、しぶや区議会だより再印刷修正前の版を有している同社が業務を受託・履行をすることにより、納期の短縮、経費の節減が確保できるという理由は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の２第１項第２号「契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合」に該当すると考えられ、特命随意契約は妥当と判断した。

（イ）　１８日号に係る「しぶや区議会だより点字印刷」について

本件については、区議会事務局からの特命随意契約依頼書に基づき社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会を契約相手方として選定した。

契約締結請求金額及び特命随意契約依頼書に記載の年間契約受託業者であること等の理由により、令第１６７条の２第１項第１号「少額の契約」及び同第２号「契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合」に該当すると考えられることから特命随意契約は妥当と判断した。

（ウ）　１８日号に係る「声の区議会だより」について

本件については、区議会事務局からの特命随意契約依頼はないが、業務の特殊性より、総務部契約課の判断において令第１６７条の２第１項第２号「契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合」に該当するものと考え、専門的な知見を有し、業務仕様を的確に把握している社会福祉法人日本視覚障害者職能開発センターと令和３年４月１日付け年間契約を締結した。

オ　その他請求人らの各々の主張に対する所管部の見解について

本件は、令和３年第４回区議会定例会における一般質問（代表・個人）に対する区長答弁の一部について、本意でない表現を使用してしまい、その場で訂正したにもかかわらず、その訂正されていない答弁内容がしぶや区議会だよりに掲載されてしまっていることについて、本来の答弁の意図とは異なる趣旨として要約されたものであり、区民に誤解を招く恐れがあることから、令和３年１２月２８日付け「しぶや区議会だよりに掲載予定の記事について（依頼）」にて、区長が議長あてに修正依頼をしたものである。

その趣旨としては、当該一般質問に対する答弁内容に関し、「調査が途中段階にあり、調査結果が確定していない中で、犯罪歴もなく、特に問題もなく、渋谷区に必要と判断し同意議案を提出したため。」としてしぶや区議会だよりの答弁該当箇所の一部の差替えをお願いしたものである。

その経緯は、令和４年１月５日開会の議会運営委員会においても説明したとおり、「しぶや区議会だより」は限られた紙面で、当然文字数に制約があるため、答弁も分かりやすいように要約した上で、その発言の意図を正確に伝えるものであるという認識から、上記のような表現を主旨とするものにお願いしたものである。

６日号として印刷がされたしぶや区議会だよりの当該答弁箇所については、正に本会議の場で区長自らが訂正した内容であり、新たに印刷経費の負担が生じたとしても、しぶや区議会だよりのその要約された部分が一人歩きして区民の誤解を招いてしまうことを未然に防ぎたいとの考えから、修正の依頼を行ったものである。もとより発言そのものを訂正するものでないことは、議会運営委員会での質疑でも議事録について訂正するつもりはないことをお答えしており、請求人らが主張するような、事実を隠ぺい、改ざんするなど、真実を捏（ねつ）造する意図など毛頭ないことは明らかである。

手続的にも、本件の重要性に鑑み、区長から議長あてに文書にて正式な修正依頼を行い、議会運営委員会にて、修正依頼の経緯等に係る説明を行っており、これを受けて、議会運営委員会にて判断がなされたのであって、請求人らが主張するような行政としての信用失墜行為に到底該当するものではない。

また、「しぶや区議会だより」の再印刷は、発行責任者たる議会運営委員会における民主的決定を経て区議会で執行されており、その再印刷に関わる一連の支出についても、適法、適正な財務会計上の行為であり、もって請求人らの措置請求については理由がないというべきである。

（３）　区議会事務局

ア　６日号について、各履行場所への納品日と数量、区役所内への配布日（請求人、区長）、配布中止決定日、回収日と数量及び破棄した日と数量について

（ア）　各履行場所への納品日と数量

ａ　納品日　令和３年１２月２７日

ｂ　数量

（ａ）　区議会事務局調査係　２，７５０部

（ｂ）　各戸配布業者　１５４，５００部

（ｃ）　駅広報スタンド配布業者　１，７００部

（ｄ）　西武信用金庫（営業部）　５０部

（イ）　区役所内への配付日

ａ　請求人　令和３年１２月２７日

ｂ　区長　令和３年１２月２８日

（ウ）　配布中止決定日

令和４年１月６日

（エ）　回収日と数量

ａ　回収日　令和４年１月１９日

ｂ　数量　１５６，２５０部

区議会事務局納品分以外は印刷業者が回収した。

（オ）　破棄した日と数量

ａ　区議会事務局納品分　令和４年１月２８日までに廃棄済みである。

ｂ　印刷業者回収分　令和４年２月１日までに廃棄処分を終えたと聞いている。

イ　議会運営委員会がしぶや区議会だよりの内容について協議し、決定する権限を有していることを定めた規程類について

これまで規程等は定めていなかった。一方、先例で「区議会だよりの編集方針等については、議会運営委員会で協議するのが例である」としている。

なお、令和４年２月８日及び同月１６日の議会運営委員会において、しぶや区議会だよりの発行、編集及び作成についての今までの手続の流れを確認し明文化するための協議が行われ、申合せを決定したところである。

ウ　渋谷区において、過去にしぶや区議会だよりを再発行した事例、基準等の有無について

再発行した事例、基準等の規程もない。

エ　しぶや区議会だよりに議会答弁を掲載する際、掲載内容に関する基準等の規程について

規程は設けていなかった。しかし、令和４年２月１６日議会運営委員会決定の申合せで、「（１）議員一般質問の原稿については、本会議での発言に基づき作成し、発言のない内容の記載は行わない。（２）編集会議において、掲載内容に問題があると判断された場合、議会運営委員会の決定をもって、その内容を変更することができる。」と明文化されたところである。

オ　６日号を仮に区民に配布していた場合、印刷から配布まで要していた費用の内訳額及び合計額、１８日号の再印刷及び配布等並びに６日号の引取り及び廃棄等に要した費用の内訳額及び合計額について

（ア）　６日号（未発行）

a	しぶや区議会だより印刷	１，３２９，２４０円
b	しぶや区議会だより点字印刷	１４７，６００円
	合計	１，４７６，８４０円

（イ）　１８日号

a	しぶや区議会だより再印刷	１，２５０，５３５円
b	６日号廃棄処分費	６３，８００円
c	しぶや区議会だより点字再印刷	１４７，６００円
d	声の区議会だより作成配布	２６，４００円
e	区内駅広報スタンド配付委託	３６，５１１円
f	各戸配布委託	１，６６３，４７５円
	合計	３，１８８，３２１円

カ　しぶや区議会だよりの原稿作成及び校正の手続及び流れについて

しぶや区議会だよりの議員一般質問原稿作成の一般的な流れについては、次のとおりである。

（ア）　まず、区議会事務局調査係担当者が当該議員の割当て行数に合わせて原稿を作成する。

（イ）　次に、事務局次長、事務局長の順で点検及び修正を行う。

（ウ）　その次に、質問議員に原稿を渡し、点検及び修正を依頼する。

（エ）　その後、執行部に原稿を渡し、主に答弁部分について点検及び修正を依頼する。この際の執行部窓口は区長部局が総務課長、教育部局が教育政策課長となる。

（オ）　そして完成した原稿を議会運営委員会における編集会議用資料に転載する。

また、しぶや区議会だよりの発行、編集及び作成についての流れを確認し明文化した令和４年２月１６日議会運営委員会決定の申合せがあることも補足する。

キ　その他請求人らの各々の主張に対する所管部局の見解について
区議会事務局として特段意見はない。

５　事実の確認

関係書類の調査により、次の事実を確認した。

（１）　議会運営委員会におけるしぶや区議会だよりの修正、再発行等の決定に至るまでの経緯について

令和　３年　４月　１日　しぶや区議会だより印刷、しぶや区ニュースほか１点点字印刷、声の広報だよりほか１点作成配布委託について、契約締結される。
令和　３年１２月２０日　議会運営委員会において、６日号について協議が行われる。
令和　３年１２月２７日　６日号が議員へ配付される。
令和　３年１２月２８日　区長から議長宛てに同日付け依頼文書送付される。
令和　４年　１月　５日　議会運営委員会において、区長がしぶや区議会だよりの修正、再発行等依頼する。
令和　４年　１月　６日　議会運営委員会において、しぶや区議会だよりの修正、再発行等について決定される。

（２）　上記決定後の財務会計上の行為等について

令和　４年　１月１４日　１８日号に係る印刷、点字印刷について、契約締結される。
令和　４年　１月１９日　６日号が回収される。
令和　４年　２月　３日　１８日号印刷に伴う支出命令書の決裁が行われる。
令和　４年　２月１６日　議会運営委員会において、しぶや区議会だよりの発行、編集及び作成について、申合せが決定される。

第３　監査の結果

１　判断

本件監査請求については、合議により、次のとおり決定した。

本件監査請求のうち、区長が議長等にしぶや区議会だよりの一部修正を依頼した行為が違法又は不当な行為であり、区長及び議長が区長答弁の一部を取り消す等の措置をとらなかったことが違法又は不当な怠る事実であることを理由とする部分については却下し、その余の部分に係る請求は、理由がないため棄却する。

２　判断理由

（１）　区長が議長等にしぶや区議会だよりの一部修正を依頼した行為について

請求人らは、①区長が、法令上の独立した議会に対し、既に編集を終えて印刷済みのしぶや区議会だよりの紙面に関して、議事録の内容を変更しないまま、事実を隠ぺいし、議場での発言とは違う内容へ改変することを求めること自体が越権行為である、②区長が、自ら委員会に乗り込み、６日号の一部を削除した上で、「必要な経歴、犯罪歴を調査し、特に問題もなく、渋谷区に必要と判断し議案を提案したため」という作文に差し替えるように依頼したこと、及び区長がこのような発言を区議会本会議では行っておらず議事録にもない文言を区議会だよりに議会答弁として掲載させることは不当である、③被請求人長谷部は自分の単なるわがままで、真実を隠ぺいし、法第１１５条や第１２３条に定められた、正式な区議会での会議録とは異なる虚偽の情報を流布するために、多額の税金を使ってしぶや区議会だよりに行政の不都合な内容へ改ざんしたものを掲載するよう公務員である区長が議長へ依頼すること自体が地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３３条の信用失墜行為にあたる等と主張する。

しかるに、法第２４２条に定める住民監査請求の対象は、同条第１項所定の地方公共団体の執行機関又は職員による同項所定の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は違法若しくは不当な怠る事実であり、財務会計上の行為又は怠る事実以外のものを対象とする請求は、不適法なものというべきである。

しぶや区議会だよりの編集方針等については、議会運営委員会で協議されるのが区議会の先例であり、その編集に関する判断は、同委員会の合理的裁量にゆだねられているのであって、区長が令和３年１２月２８日付けで議長宛に「しぶや区議会だよりに掲載予定の記事について（依頼）」と題する書面（以下「本件依

頼文書」という。）を発出し、令和４年１月５日開催の議会運営委員会に出席して、議長及び議会運営委員会に対し、６日号の一部修正を依頼した行為は、区議会（先例では議会運営委員会）に修正の可否を諮るためのものであって、財務会計上の行為又は怠る事実にあたらない。

よって、本件監査請求のうち、区長が議長等にしぶや区議会だよりの一部修正を依頼した行為に関する主張は、不適法である。

（２）　区長及び議長が区長答弁の一部を取り消す等の措置をとらなかったことについて

請求人らは、①区長が議場で「まあ～推定無罪。違うかな。」と発言した部分は不適切であり取り消す旨の発言をすべきであったこと、②議長は法第１２９条第１項を類推適用して区長の推定無罪の発言部分を取り消す措置をすべきであったことを理由に、区長及び議長がこれらの措置をしなかったことが、６日号の廃棄と１８日号の再印刷という無駄な費用をかけることにつながったこと、③区長が議長等に対して答弁訂正の通達や要望すら行わなかったこと、④区長が自らの政治信念、主義主張について自己資金で区政報告を作成し、各戸配布するなども可能であるのに何も行っていないことを主張する。

しかし、区長及び議長が請求人らの指摘する措置をとらなかったことは、財務会計上の行為であるところの公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行及び債務その他の義務の負担のいずれにも該当せず、怠る事実であるところの公金の賦課・徴収を怠る事実及び財産の管理を怠る事実のいずれにも該当しないことが明らかである。

よって、本件監査請求のうち、区長及び議長が請求人らの指摘する措置をとらなかったことに関する主張は、不適法である。

（３）　議会運営委員会における６日号の一部削除及びしぶや区議会だよりの再発行等の決定について

ア　議会運営委員会決定を先行行為とする後行行為である契約等について

議会運営委員会において、６日号の一部を削除し、しぶや区議会だよりを再発行等することとした決定を先行行為とする、後行行為であるしぶや区議会だよりの再発行等に係る契約締結及びこれに伴う支出は、法第２４２条第１項にいう財務会計上の行為にあたると解される。

イ　議会運営委員会の決定と財務会計上の行為との関係について

しぶや区議会だよりの編集方針等については、議会運営委員会で協議されるの

が区議会の先例であり、しぶや区議会だよりの編集全般にわたる判断は、同委員会の合理的裁量にゆだねられている。

議会運営委員会の決定について、同委員会に与えられた裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったと認められない限り、同決定は、これに基づく財務会計上の行為の違法又は不当な原因とはならない。

ウ　裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

（ア）　修正の内容

議会運営委員会で決定した内容は、既に印刷された６日号の金子快之議員の質疑に関する区長の発言部分のうち、「まだ確定していないので、教育長は推定無罪とも違うが、」という記載（以下「本件記事部分」という。）を削除し、削除された記事を１８日号として再印刷し、配布等を行うというものである（以下、同決定を「本件決定」という。）。

しぶや区議会だよりにおける本会議の一般質問に関する記載部分は、本会議における議事の要約であり、その掲載紙面や字数にも制限がある。

本件記事部分以外の内容は、既に議会運営委員会において議事の要約として相当と判断されており、本件記事部分の内容に照らし、同部分のみを削除しても、区長発言の要約として不適切な内容とは認められない。

これに対して、請求人らは、質疑の本質を捻じ曲げる内容へ隠ぺいし、改ざんした文章へ差し替えた等と主張する。本会議における区長の発言全てについては、公開された本会議の会議録で確認できるため、区議会だよりから本件記事部分を削除したことのみを捉えて、真実の隠ぺい・改ざんがあったとは認められない。また、請求人らは、議会として少数会派の議員の発言を無断で削除したと主張する。しかし、6日号の削除箇所は区長の答弁のみであり、金子快之議員の発言を無断で削除した事実は認められない。

さらに、請求人は、本会議の会議録が修正されておらず、しぶや区議会だよりの修正との整合性がないと主張するが、しぶや区議会だよりは本会議における議事の要約であって、本件記事部分の削除のみによって、１８日号の内容と会議録が整合性を欠くということにはならない。

（イ）　修正の理由・目的

区長は、令和４年１月５日開催の議会運営委員会において、６日号の修正を依頼する理由に関し、本会議での答弁の一部において本意でない表現を使用してしまい、その場で訂正した内容が６日号に掲載され、６日号の表記のままでは区民の誤解を招くおそれがある旨、説明している。

しぶや区議会だよりは、本会議の議事の要約であるところ、字数等の制限が

あり、区長の答弁内容の全てを掲載することができない。そうした中で、区長が否定した発言をあえて掲載することにより、読み手によっては誤解を与える可能性があることを否定できない。

よって、区民の誤解を招くおそれを避けるという修正の理由・目的について、特段、不合理な点があるとは認められない。

請求人らは、公正中立に編集されなければならない区議会広報誌に、区長自らの立場をよく見せたいというだけの理由で、区議会本会議での質疑の真実が隠ぺい改ざんされたと主張する。しかしながら、前述したとおり、本件記事部分の削除は、真実の隠ぺい・改ざんにあたらない上、修正の理由・目的は前記認定のとおりであり、特段不適切な点があるとは認められず、請求人らの主張は採用できない。

（ウ） 本件決定に至るまでの手続及び議会運営委員会の協議方法等

本件依頼文書により、本件記事部分の修正の可否を議会運営委員会に諮ることとなった。議会運営委員会は、報告事項の中で「しぶや区議会だよりに掲載予定の記事について（依頼）」が付議されたことから、６日号の修正に関する説明を区長に求め、質疑を行った上で休憩に入った。区長が退席した後、委員会が再開され、他の報告事項１件をはさみ、協議事項に入り、「区議会だよりＮｏ．２９６（第４回定例会号・新年合併号）の編集について」の協議に移った。同委員会の委員が様々な意見を出し合い、２日間にわたる協議を経て本件決定に至っている。

以上のように、本件決定に至る手続及び議会運営委員会の協議方法等について、不適切な点は認められない。

なお、請求人らは、①議長と区長が結託し、あるいは、区長が議長へごり押しして、しぶや区議会だよりを隠ぺい改ざんし真実を捏（ねつ）造した、②議長が区長の要望を安易に受け入れ、虚偽の記事をしぶや区議会だよりに掲載したことは、言論の府の長としての自覚を根本的に欠く行為であり許されない等と主張する。しかし、令和４年１月５日及び同月６日の議会運営委員会の記録からは、区長あるいは議長が、同委員会の協議事項において発言した事実が認められず、本件決定に区長ないし議長の恣意が働いたとは認められない。また、前述したとおり、本件記事部分の削除をもって虚偽の記事とは認められない上、議長が区長の要望の受け入れを決定したのではなく、議会運営委員会が決定したものであり、請求人らの主張は採用できない。また、請求人らは、本件記事部分の原因となる質疑を行った金子快之議員が、同委員会に出席と発言を求めたが拒否され、同議員が所属する会派「れいわ渋谷」は議会運営委員会に出席権がないため、本件記事部分の削除について意見を申し述べる機

会すら与えられなかったと主張する。しかし、削除された本件記事部分は、金子快之議員の発言部分ではなく、区長の答弁の要約部分であり、また、同議員の意見は、議会運営委員会委員長から委員に伝えられている。よって、議会運営委員会が金子快之議員の出席と発言を求めなかったとしても、本件決定に至る協議方法等について、委員会に与えられた裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったとは認められない。

（エ）　議会運営委員会の決定について

以上により、本件決定については、議会運営委員会に与えられた裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったとは認められない。

（４）　６日号の印刷・廃棄及び１８日号の印刷・配布等に係る契約の締結及び各費用の支出について

６日号の廃棄並びに１８日号の印刷・点字印刷及び声の区議会だよりの作成等における契約に関する業者選定方法、契約締結手続について、違法又は不当な点は認められず、これらに関わる一連の支出についても、しかるべき手続を履践しており、違法又は不当な点は認めらない。なお、６日号の印刷についても、区議会が承認した予算に基づき、業者選定・契約締結・支出についてしかるべき手続を履践して行われており、違法又は不当な点は認めらない。

これに対して請求人らは、１８日号を税金で再度印刷、配布されたことは、税金の使い方として財務会計上の違法行為に該当し、廃棄された６日号に係る発行、配布等の経費両方が税金の違法支出になると主張する。しかし、前述したとおり、本件決定について、議会運営委員会に与えられた裁量権の範囲の逸脱又は濫用は認められない上、本件決定に基づく契約締結及び支出行為について、何ら違法な点は認められないため、請求人らの主張は採用できない。

（５）　結論

よって、本件監査請求のうち、区長が議長等にしぶや区議会だよりの一部修正を依頼した行為が違法又は不当な行為であり、区長及び議長が区長答弁の一部を取り消す等の措置をとらなかったことが違法又は不当な怠る事実であることを理由とする部分（上記２（１）・（２））については却下し、議会運営委員会における６日号の一部削除及びしぶや区議会だよりの再発行等の決定に基づく、６日号印刷・廃棄及び１８日号の印刷・配布等の契約の締結並びに各費用の支出についても（上記２（３）・（４））、違法又は不当な点は認められないため棄却する。